

土木部各課室長  
各土木部関係事務所長 様

技術管理課長

防護柵等の塗装色について（通知）

「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（平成16年3月）」策定に伴い、当面防護柵を一連で新設する場合の塗装色について、暫定基準を下記のとおり定めることとする。  
なお、土木事務所にあつては、管内市町村あて参考送付願います。

記

1. 対象（用語の定義）

「防護柵等（対象物）」：防護柵、照明柱、標識柱

「一連で新設」：防護柵 概ね100m以上  
照明柱 3基以上、標識柱 2基以上

2. 設置箇所分類・区間別の塗装色：

分類	区間	基調色	マンセル値
自然景観	山間地景観	ダークブラウン	10YR2.0/1.0
	田園地景観	グレーベージュ	10YR6.0/1.0
都市景観	市街地景観	グレーベージュ	10YR6.0/1.0
	工業地景観	グレーベージュ	10YR6.0/1.0
歴史街並景観		ダークグレー	10YR3.0/0.2

（例外1）国機関等と協議の結果、色指定、色合わせが必要と判断される場合は、この限りではない

（例外2）素材（木製、アルミ製、コンクリート製、亜鉛メッキ済材）を重視した防護柵等の塗装は、原則行なわない

3. 適用基準日：

平成17年3月1日以降の起工伺いとする

なお、変更等で調整可能な工事にあつては、事業主管課と協議の上、扱いを検討する

4. 注意事項

（1）暫定基準を運用する工事にあつては、各事業主管課と事前協議を行うこと

（2）カーブ区間などでは、視認性を高めるため必要に応じデリネーターや反射テープ等を取り付けること

問い合わせ先  
技術管理課技術調整担当  
NW-500-2421

## 参 考 資 料

### 【暫定運用までの経緯】

「美しい国づくり政策大綱（平成15年7月 国土交通省）」の具体的施策の一つとして、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（平成16年3月 景観に配慮した防護策推進検討委員会）」が策定され、これを受け「防護柵設置基準・同解説（平成16年3月）」が改定されました。

「防護柵の設置基準の改定及び留意事項」については、平成16年9月29日技官第15号にて、通知したところですが、防護柵等の塗装色に関する土木部の取り扱いに関しては、別途通知することとなっていました。

「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」によると、景観に配慮した防護柵整備の進め方として、景観に配慮した防護柵の新設、更新かは、一貫した考えに基づいて行うことが基本であるとされており、そのためには、マスタープランを策定することが基本であるとされています。

本県では、今年度、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所において、策定中の「道路景観マスタープラン（素案）」で示される国道4号（縦の道路軸）と50号（横の道路軸）の防護柵等の色づかい方針を参考に、次年度以降、県版の「防護柵等に係るマスタープラン」を作成することといたしました。

そこで、当面の間ではありますが、本通知をもって防護柵等の塗装色について、暫定運用をはかることといたしました。

### 【留意事項】

1. 設置箇所における分類・区間の特定については、事業主管課との協議により、確定願います。
2. 国機関等の協議の結果、暫定基準とは異なった運用をする場合は、主管課に事前了承を取って下さい。
3. 素材を重視した防護柵等を使用する場合は、主管課に事前承認を取って下さい。
4. ガードレールの積算は、土木工事実施設計労務資材単価表の設定単価を使用願います。  
なお、ガードケーブルの支柱については、見積で対応願います。
5. 「一連で新設する」の解釈には、路線全体の整備計画をもって暫定運用を適応するかどうかの検証を行なってください。  
数年かけて整備を実施する箇所も対象となり得ます。
6. 損傷等で数スパンを更新する場合や工事に伴って一時設置する場合は対象外です。